

山口県報

平成20年
11月11日
(火曜日)

目 次

公告
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....1



(四三一) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月二十四日山口県公告(二六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月十一日から同年十二月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク彦島店
所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

平成二十年十一月十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）